

厚木市斎場条例の一部改正の骨子

1 条例改正の趣旨

平成 24 年 4 月に供用を開始した厚木市斎場は、市民生活に必要不可欠な施設として安定的な施設運営に取り組んでいるところですが、災害等の想定外の事態により施設が使用不能となった場合には、他自治体との相互の協力体制が求められることから、円滑な連携を行うことができるよう、厚木市斎場条例の使用料徴収に係る規定の一部を改正するものです。

また、市外利用者の火葬炉使用料について、受益者負担の観点から現状の経費や減価償却費等により算出した適正な金額に改め、将来的な火葬需要の増加に対応した火葬炉整備等の財源とするものです。

2 改正内容

(1) 使用料の特例（第 4 条第 2 項）

使用料の徴収は前納を原則としますが、市長が特に認めた場合は例外とする旨のただし書きを追加します。

(2) 斎場使用料（市外利用者の火葬炉使用料）の改正（第 4 条別表）

市外利用者の火葬炉使用料については、「12 歳以上の死体」を 96,000 円に見直すほか、その他の区分は次の表のとおり改正します。

なお、市内利用者の使用料は、全ての区分において現行どおりとします。

区 分	単 位	使用料(円)			
		市内	市外		
			改正前	改定後	
火葬炉	12 歳以上の死体	1 体	10,000	70,000	96,000
	12 歳未満の死体	1 体	7,000	50,000	67,000
	死胎	1 胎	3,000	20,000	28,000
	改葬	1 件	7,000	50,000	67,000
	身体の一部	1 件	3,000	20,000	28,000

(参考)

改定後の金額は、「受益者負担見直しに関する基本方針」に基づき、次の計算方法から算出した原価（96,012 円）を根拠として、区分ごとの燃料使用量に応じた金額としています。

【算定方法】

12 歳以上の死体 (施設維持管理・運営に係る経費+人件費(1人)+減価償却費) × 面積割合 82.2% 火葬件数
その他の区分 火葬時の1件当たりの燃料使用量に応じて、「12歳未満」及び「改葬」は12歳以上の70%、「死胎」及び「身体の一部」は12歳以上の30%

【算定基礎数値】

項目	数値	備考
火葬件数	2,903 件	過去3か年の平均値 (R4~R6)
維持管理・運営経費	250,342,755 円	
人件費(1人)	8,658,671 円	
年間減価償却費	80,077,568 円	令和9年1月1日時点の未償却残高と償却年数から算出

3 改正時期 (予定)

- ・ 使用料徴収の特例 公布の日
- ・ 市外火葬炉使用料の改定 令和9年1月1日

厚木市斎場条例の一部改正の骨子に対するパブリックコメント 手続実施要領（案）

1 目的

厚木市斎場条例の一部を改正するに当たり、改正の骨子について広く市民に情報提供し、市民の意見を可能な限り反映するため、厚木市市民参加条例第6条第3項の規定に基づき、パブリックコメント手続を実施します。

2 パブリックコメント手続の対象

厚木市斎場条例の一部改正の骨子

3 パブリックコメント手続の周知方法

- (1) 広報あつぎ（5月1日号）への掲載
- (2) 厚木市ホームページへの掲載（5月1日から）
- (3) 厚木市 LINE 公式アカウントによる発信

4 骨子の配布及び閲覧

次に掲げる場所等で令和8年5月11日（月）から令和8年6月12日（金）まで閲覧を行います。

なお、資料の配布を希望する場合は、市民課斎場管理係（電話 046-281-8595）に連絡してください。

- (1) 厚木市斎場
- (2) 市役所本庁舎3階 市政情報コーナー
- (3) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
- (4) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
- (5) 保健福祉センター
- (6) 中央図書館
- (7) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ6階）
- (8) 市ホームページ



《市ホームページ閲覧ページ》

5 意見等提出期間

令和8年5月11日（月）から令和8年6月12日（金）まで

※ 郵送の場合は、令和8年6月12日（金）の消印有効とします。

6 意見等提出資格

- (1) 市内に居住する方

- (2) 市内に通学し、又は通勤する方
- (3) 市内において活動する個人及び法人その他の団体
- (4) 市に納税の義務がある方

7 意見等提出方法

次の方法により提出してください。

- (1) 電子申請システム（e-kanagawa）により提出する。



《電子申請システム（申し込みフォーム）》

- (2) 市公式LINEにより提出する。



《市公式LINE》

- (3) 意見提出用紙を持参する。

ア 厚木市斎場受付へ直接提出

イ 市役所本庁舎3階市政情報コーナーに設置されたパブリックコメント意見提出箱に投函

ウ 次に掲げる場所に設置された「わたしの提案の提案箱」に投函

- (ア) 市役所本庁舎1階
- (イ) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
- (ウ) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
- (エ) 保健福祉センター
- (オ) 中央図書館
- (カ) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ6階）

- (4) 郵送する場合

郵送先 〒243-0214

厚木市下古沢548番地

厚木市斎場宛て

- (5) ファックスで送信する場合

ファックス番号 046-250-2212

- (6) 電子メールで送信する場合

メールアドレス 2650@city.atsugi.kanagawa.jp

※電子メールの件名 厚木市斎場条例の一部改正の骨子に対する意見について

8 意見等の取扱い

- (1) 提出された意見等は、厚木市斎場条例の一部改正に当たって参考とします。
なお、提出された意見等については、個人情報を除き、意見等の概要及び市

の考え方を、後日、市のホームページ及び市政情報コーナーで公表します。

(2) 提出された意見等に対しては、個別の回答はしません。

(3) 提出された意見等の中で、「6. 意見等提出資格」、「7. 意見等提出方法」等に不備等があった意見については、パブリックコメント手続きの対象外といたしますが、原則意見の公表を行います。